

# 令和2年第11回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年11月24日(火)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第2庁舎

2階第1・第2会議室

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 題
  - 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
  - 2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
  - 3) 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
  - 4) 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
4. そ の 他
5. 閉 会

出席委員 14名

1番	増山貞男君	2番	倉持登君
3番	中村明君	4番	小島一男君
5番	張ヶ谷一郎君	6番	青木徹雄君
7番	鈴木豊君	8番	坂路誠君
9番	青木邦夫君	10番	大島かづ子君
11番	小島キヨ子君	12番	戸賀崎邦雄君
13番	後藤勇君	14番	高崎勇君

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員

出席委員 11名

1番	鈴木徳男君	2番	井上清一君
3番	山崎松男君	4番	今野秀明君
5番	白石守利君	6番	濱田茂君
7番	松田英雄君	8番	細井純一君
10番	川島広伸君	11番	加藤亙君
12番	上原一夫君		

欠席委員 1名

9 番 上 原 勝 正 君

事務局

事務局長 田 原 和 明  
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅  
書 記 杉 江 一 真

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さんこんにちは。定刻でございますが、二人の委員さんが見えてございませんが、1人の方からは欠席の連絡をいただいています。杉戸町において新型コロナウイルスが17名報告されました。この農業委員会も、皆さんのご協力をいただきまして、時短の中で会議運営ができればいいかなと考えてございます。

それでは、会長の挨拶からよろしく申し上げます。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。今日は若干寒くなりまして、本格的なテレビでも晩秋と言っていましたけれども、今までが暖か過ぎたかなという感じがしますけれども、本来の陽気になってきたかなという感じがしております。

また、新型コロナウイルスにつきましても、終息に向かっていかなと思ったらあべこべに、第3波で新記録が続いているという状況です。いい新記録はいいのですけれども、悪い新記録は、早く終息に向けていていただきたいなと思っております。農業委員会といたしましても、当面の間は、総会は毎月定例で行っていきと考えておりますが、今後の状況によっては、前のおりに交代制にすることも考えていかななくてはならないと考えておりますので、その点につきましては、事務局と私にお任せをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、先程、〇〇局長から話が出ましたが、今月の10日に農協主催で新規需要米の話がありました。出席者が25名以内ということで、農村センターも人数制限があって、それ以上入れないということで、ちょうど同じぐらいの人数で、農業委員さんも何人か見えておりました。新規需要米につきましては、米の相場が、令和3年産の米が限りなく1俵1万円になるかもしれないよというような話が出ております。さらに、米の在庫量を考えると、今の状況でいくと2年、3年は後を引くのではないかという状況であります。新規需要米で例えば米粉用ということで生産すると、反当8万円にプラス町の助成金なり農協の助成金、また私も米粉やっていますが、30キロで1,470円が米の価格として精算されますので、基準が8俵半でございますので、税抜きしますと約1万円になるのです、米代金が。そうすると8万プラス1万で9万円ぐらいは手取りになります。加工用米や飼料用米とかという部分については、私もまだ出しておりませんので、詳しくは分かりませんが、いずれにしろ同じような形で新規需要米に対応すると米が1俵1万円を切るような状況になったら、そちらのほうにも参加というか、入ったほうがよろしいのではないかなというふうに、提案でございますけれども、やったらいかがかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、今日の開会の挨拶に代えさせていただきます。大変今日はご苦労さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

皆さんのお手元にありますこの総会の資料については、県の常設審議委員会では、会議終了後、資料は置いていってくださいということです。ですから、この資料は総会で見るだけなのですが、皆さんには現地確認とかありますことから、皆さんに配付させていただいているのですけれども、これの取扱いについても、個人情報が含まれております。皆さん準公務員でございますので、取扱いについては十分気をつけていただきたいと思っております。捨てるときもそこら辺に新聞紙と一緒に捨てたり、そういうことは絶対にしないでくださいということです。要らなくなったら役場へ持ってきてください。役場で一遍に処分しますので、よろしく申し上げます。

それでは早速、3の議案に移します。会長の司会でよろしく申し上げます。

◎議案第1号

○会長 それでは、暫時、座ったままで進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。



等の農機具一式を確保し、農業経営は○人で行っております。通作距離につきましては、約2.5キロメートルでございます。場所につきましては、大字鷲巣地内の○○○○○西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、○○○○委員、お願いします。

○農業委員9番 調査報告をいたします。

11月23日に譲受人の○○○○さん、この方は電話にて調査してまいりました。譲渡人の○○○○さんは、直接会って話を聞いてまいりました。譲受人の○○さんの取得理由としては、今現在、長く勤めていた職場にも農地があり野菜などを作っておりますが、今後自分で農業経営を行い、後継者は長男が定年後手伝ってくれる予定とのことでした。現在、後継者の方もおりますので、問題ないかと思われま。譲渡人の○○さんは、農地は現在一部中間管理機構に貸し付け、そのまま使っている状態であります。後継者もいないということなので、譲渡理由になろうかと思ひます。

調査5項目は問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思ひますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー2-1から2-3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1-1から1-2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1-1、大字本郷字隼人○○番、畑、407㎡。ナンバー1-2、大字本郷字隼人○○番○、畑、37㎡。合計444㎡。譲渡人、本郷、○○○○。譲受人、幸手市、○○○○、転用目的、分家住宅。

ナンバー1-1から1-2につきましては、譲受人である○○○○氏が分家住宅として許可をお願いするものでございます。申請地は農振農用区域内で、除外の手続が完了しております。農地区分は第1種農地であり、転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま。資金計画につきましては、融資により計画をしております。場所につきましては、大字本郷地内の○○○○○○○の南側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、○○副会長、お願いします。

○農業委員14番 調査報告をいたします。

11月15日午前中、譲渡人の○○○○氏宅に訪問し、本人とお会いして聞き取りをいたしました。同じく、○○○○さんは幸手市ですので、電話で確認をいたしました。申請地は分家住宅ということで、○○氏の隣に建てるというこ

とでございます。申請地の裏側といいますか北側には県道319号線が走っておりまして、後ろといいますか北側から出入口を設けることもできるのですけれども、交通量も多いということもありまして、申請地の南側、地番でいいますと隼人の〇〇-〇の37㎡のところを引込み道路といいますか、路地状にしまして、3メートル幅で通路及び水道の引込みということで、町道から出入口を取るということでございました。現地確認しましたけれども、周りに危害はございませんでした。

また、調査5項目について一つ一つ確認しましたけれども、該当はございません。ご審議のほどよろしく願いたします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー1-1から1-2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

同じく議案第2号、ナンバー2-1から2-2、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2-1、大字堤根字荒田〇〇〇〇番、畑、73㎡、ナンバー2-2、大字堤根字荒田〇〇〇〇番、畑、811㎡、合計884㎡。譲渡人、堤根、〇〇〇〇。譲受人、宮前、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。転用目的、資材置場。

ナンバー2-1から2-2につきましては、譲受人である株式会社〇〇〇〇が資材置場として許可をお願いするものでございます。申請地は農振農用地区域外の第2種農地であり、転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま。資金計画につきましては、自己資金により計画をしております。場所につきましては、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員3番 調査報告いたします。

この件の譲渡人、〇〇〇〇さんにつきましては、両親が生きている頃は、両親が農地の維持管理をしておりましたが、亡くなりまして、ただいま独り暮らしで維持管理が難しいということで、親戚筋に当たる〇〇〇〇さんが資材置場として利用したいということでございます。

調査5項目について何ら問題がないかと思われましますので、ご審議のほうよろしく願いたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー2-1から2-2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

同じく議案第2号、ナンバー3-1から3-2、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー3-1、大字下高野字熊之面〇〇〇番〇、畑、229㎡、ナンバー3-2、大字下高野字熊之面〇〇〇番〇、畑、1.13㎡、合計230.13㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇。譲受人、杉戸5丁目、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。

ナンバー3-1から3-2につきましては、譲受人である〇〇氏が自己用住宅として許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地であり、転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまふ。資金計画につきましては、融資により計画をしております。場所につきましては、大字下高野地内の〇〇〇〇北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員10番 それでは、報告させていただきます。

この件につきましては、11月21日の午前中、現地を確認してまいりました。譲受人の〇〇〇〇さん、譲渡人の〇〇〇〇さんとも電話にて確認いたしました。譲渡人の〇〇〇〇さんは、現在この畑は耕作しておらず、譲渡することにしました。

調査5項目につきましては問題ございませんでした。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー3-1から3-2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

#### ◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

事務局より説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー1-1、鷺巣宮の腰〇〇〇、田、1,233㎡、同じく〇〇〇-〇、田、1,285㎡、同じく〇〇〇-〇、田、985㎡、計3,503㎡。賃貸人、鷺巣、〇〇〇〇。賃借人、春日部市、〇〇〇〇。こちらは令和2年11月5日付で受け付けております。

続きまして、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、内田3丁目〇〇〇〇-〇、田、16㎡。申請人、〇〇〇〇。転用目的、道路後退用地。こちらは令和2年10月14日付で受け付けております。

以上でございます。

○**会長** 専決報告が終わりました。

◎閉会の宣告

○**局長** それでは、閉会を副会長よろしく申し上げます。

○**副会長** それでは、これもちまして第11回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回は、12月24日木曜日15時より、役場第2庁舎2階第1・第2会議室を予定しております。

大変お疲れさまでございました。



本会議を証するためここに署名する。

令和2年11月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 中 村 明

署 名 委 員 小 島 一 男